

令和6年度

第6回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年11月25日

東松島市農業委員会

令和6年度第6回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年11月25日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 報告事項3 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第6 議案第1号 非農地証明願について

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	5番	三浦 牧恵		

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
農地係主任	田 中 美 恵

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第6回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第6回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、10番大崎康委員、11番齋藤宏樹委員のお二人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字新南1 外 計2筆で2,939㎡、解約届出日は令和6年11月4日、耕作者変更のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、大塩字中沢120—1 外 計26筆で7,034㎡、解約届出日は令和6年11月8日、所有権移転のため賃貸借契約の解約でございます。

その3、赤井字上四番98 外 計11筆で10,209㎡、解約届出日は令和6年11月11日、売買のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います。

○事務局員： その1、新東名二丁目8—8、340㎡。転用目的は、住宅敷地。現在の利用状況は、休耕中。売買による所有権移転であります。令和6年10月24日届出受理しております。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、報告事項3 農地転用制限の例外規定による届け出について、事務局から説明願います。

○事務局員： その1、赤井字鷺塚19—1、4、586のうち199㎡。事由は、農業用倉庫建築のため。なお、農地法施行規則第29条の規定により、自己所有農地に200㎡未満の農業用施設を供する場合は転用の制限の例外となります。現在の利用状況は、休耕中。令和6年10月23日届出受理。位置図は6ページとなります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第6、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。
事務局から説明願います。

○事務局員： その1、小松字上砂利田198—1、155㎡。農地を転用した理由及び現在の状況について、願出地は、小松字上砂利田197—1及び199—1と共に農地として耕作しようとして平成25年12月に農業経営基盤強化促進法に基づき購入しましたが、小屋が建っていたため、農業資材保管の用途に使用し、耕作していませんでした。197—1及び199—1については、市農業委員会から非農地判断をされ、平成29年及び30年に原野に地目変更しており、願出地についても農地としての復旧が困難であることから、非農地証明願を提出するものです。位置図は8ページとなります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番佐藤祥委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月19日。転用された日が平成30年頃。現在の利用状況は、原野状態。転用した理由は、小屋が建っていたため農地としての復旧が困難である。総合意見として、適当と思わ

れます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願のとおり証明することに決定します。
次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の9ページをご覧ください。

その1、赤井字館前228-1 外 計20筆で42,207㎡。

20年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 14番今野嘉彦委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○今野嘉彦委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月21日。権利の種類は使用貸借権設定。出し手理由は、経営移譲。受け手の理由は、新規就農。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、0.1から1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、大塩字中沢101-1 外 計38筆で17,020㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 4番秋本まゆみ委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月21日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、贈与。受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営。通作距離は、約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○事務局員： その1、川下字原田84、277㎡。転用の目的は、土取場敷地。現在の利用状況は、休耕中。権利の種類は、3年間の一時転用による使用貸借権設定です。位置図は、13ページとなります。農地区分としては、第2種農地となります。申請地は周辺を山林に囲まれた小規模で生産性の低い農地であり、許可対象であると宮城県と調整を諮っております。

なお、申請地は平成14年1月18日付け宮城県（石産）指令第147号で農地法第5条の許可（3年間の一時転用）を受けておりましたが、更新の手続きをせずに現在に至ったものです。今回、採石法及び森林法に基づく更新の手続き中に判明し、今回の申請に至りました。始末書を添えて提出しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月21日。転用目的は、土取場整備のため。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第9、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

初めに、賃借権設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： 資料は14ページとなります。公告日は令和6年11月29日となります。

その1、矢本字二反走29 外 計10筆で10,269㎡。借賃は金納で、112,959円。期間は、令和6年12月1日から令和15年11月30日までの9年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員1番 熊谷奨委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月22日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、高齢等による離農。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約2.5km。農業経営の内容は、水稻と施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、その2ですが、私に係る案件ですので、会議規則に基づき、安部会長職務代理に議長となつていただき、退席させていただきます。

安部会長職務代理、宜しくお願いいたします。

（佐藤栄宏会長、退場）

○議長（安部俊郎会長職務代理）： それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

それでは、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字北田354 外 計3筆で9,995㎡。借賃は金納で、149,925円。期間は、令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間です。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 担当委員11番 齋藤宏樹委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月20日。権利の種類は、賃借権設定。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約2km。農業経営の内容は、水稻と転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その2を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 異議なしと認め、本計画その2を承認することに決定します。
佐藤栄宏会長は、入場願います。

（佐藤栄宏会長、入場）

○議長（安部俊郎会長職務代理）： 会長に申し上げます。本計画その2は、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、その3からその5は再設定ですので、一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その3、小松字中浮足68—1 外 計6筆で3,414㎡。借賃は金納で、33,900円。期間は、令和6年12月1日から令和11年11月30日まで、5年間です。

その4、大曲字堰北171 外 計2筆で12,679㎡。借賃は物納で、760kg。期間は、令和6年12月1日から令和16年11月30日まで、10年間です。

その5、赤井字南四244、2,999㎡。借賃は物納で、180kg。期間は、令和6年12月1日から令和16年11月30日まで、10年間です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その3からその5は再設定となりますので、直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その3からその5を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その3からその5を承認することに決定いたします。

次に、所有権移転を上程いたします。その1からその3は関連がありますので、一括して事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字上四番129—1 外 計5筆で4,083㎡。対価は、1,600,000円。

その2、赤井字上四番118 外 計2筆で2,042㎡。対価は、800,000円。

その3、赤井字上四番113 外 計2筆で2,042㎡。対価は、800,000円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 齋藤宏樹委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月20日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、いずれも相手方要望。いずれも、農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離はいずれも0.2から0.5km。買受代金の支払い方法は、いずれも自己資金。農業経営の内容についても、いずれも水稻と露地野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1からその3を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1からその3を承認することに決定します。次に、その4を事務局から説明願います。

○事務局長： その4、西福田字高萩2、1、672㎡。対価は、167,200円。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員8番 安倍民夫委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年11月21日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手理由は、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約1km。買受代金の支払い方法は、自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その4を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その4を承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第6回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時2分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28
条第3項の規定により署名する。

令和6年11月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 10番 大崎 康

署名委員 11番 齋藤 宏樹